

固定資産税課長
資産税課長
税務課長
課長 殿

事例で学ぶ！固定資産税（償却資産）担当者必須の講座

一般社団法人 日本経営協会
常務理事・中部本部長 大久保 若穂

NOMA 行政管理講座（名古屋）開催のご案内

＜ 平成 30 年 8 月 2 日・3 日開催 ＞

固定資産税（償却資産）の課税と調査実務

～ 実地調査前に知っておきたい 基礎から学ぶ法人税減価償却制度のポイントと
固定資産税（償却資産）の課税客体・評価・課税から実地調査まで ～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、一昨年に発行された出版物において、家屋と償却資産の区分について指摘がなされています。「公平・中立」であるべき租税制度における償却資産把握の体制が市町村によって異なっており、課税の公平性を懸念する声もあります。また、不申告者への適法な対応がなされていないことがあるのではないかと疑念を持たれかねません。

本講座では、償却資産担当の皆様へ家屋と償却資産の区分について、実際の見積書による拾い出しを通じて解説をいたします。また、評価と課税を適正かつ公正に行うため、法人税減価償却制度、簿記会計の基礎知識、固定資産税（償却資産の仕組み）、課税漏れおよび償却資産の「把握・補足」、実地調査のポイント等について実務に即しながらわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

【本講座のポイント】

- ◆法人税減価償却制度について解説します。
- ◆太陽光発電設備の取扱いについて解説します。
- ◆償却資産の課税客体（見積書からの課税客体の拾い出し〈5,000 m²超の事務所ビル〉）について解説します。
- ◆固定資産税（償却資産）の帳簿調査について解説します。
- ◆通達・耐用年数通達について解説します。
- ◆税会計上の減価償却資産との取扱いの相違について解説します。
- ◆不申告者への対応について解説します。

記

日 時：平成 30 年 8 月 2 日（木）13:00～17:00

3 日（金）9:30～16:30（計 2 日・10H）

会 場：NHK 名古屋放送センタービル内教室

講 師：小川正己税理士事務所 税 理 士 小川 正己 氏

参加料（負担金 1 名につき）：

	負担金	消費税等	合 計
NOMA 会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一 般	32,000 円	2,560 円	34,560 円

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX 等で下記へお申し込みください。折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の 3 営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡ください。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前（3 営業日前まで）にご連絡下さい。開催日の 3 営業日前～前日までのキャンセルは受講料の 30%、開催日当日のキャンセルは 100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊（ご参考）：本会では宿泊手配（予約）はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。
※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください（時期によって変動がございます）

ホテル名	通常シングル客室料金（参考）	交 通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円～13,000 円（15～20%割引有）	地下鉄栄駅より徒歩 3 分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円～	地下鉄栄駅より徒歩 4 分	052-263-3411

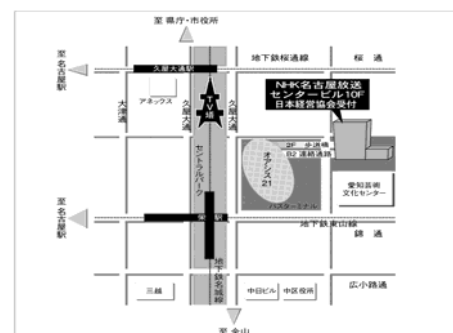
お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ（担当：江尻・里見）

お申込先 〒461-0005 名古屋市中区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ホームページ <http://www.noma.or.jp/chubu/>

※お問合せは、平日の 9：15～17：15 にお願ひいたします。

以上



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線（4分）栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線（5分）久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄（25分）金山駅（乗換）地下鉄名城線（7分）栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

◇講義項目◇

※本講座の「出張講座」も承っております。お気軽にお問合せください。

I 法人税減価償却制度の基本

1. 減価償却資産の範囲

- (1) 償却対象資産
- (2) 非減価償却資産

2. 少額減価償却資産

- (1) 少額減価償却資産の取扱い
- (2) 一括償却資産

3. 減価償却の計算要素

- (1) 取得価額（付随費用の取扱い・基本通達紹介）
- (2) 耐用年数
 - ① 法定耐用年数・耐用年数通達紹介
 - ② 中古資産の耐用年数（簡便法による計算方法）
- (3) 残存価額

4. 減価償却の方法

- (1) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産の償却方法
- (2) 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産の償却方法
- (3) 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産の償却方法
- (4) 事例計算

5. 償却限度額とは

6. 資本的支出と修繕費

7. 所得税と法人税の異なった取り扱い

8. 別表 4 とは

II 太陽光発電設備の取り扱い（個人が設置したもの）

1. 太陽光発電装置の耐用年数

2. 全量売電の場合の事業所得の判定

3. 余剰売電の場合の事業区分

- (1) 自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入
- (2) 自宅兼店舗に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入
- (3) 賃貸アパートに設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入
- (4) その他

III 初級簿記

1. 簿記の基礎知識

2. 仕訳帳

3. 勘定科目の名前と内容

IV 固定資産税（償却資産）の概要

1. 固定資産税としての償却資産

2. 税務会計上の減価償却資産の取扱いとの相違

V 課税客体

1. 家屋とは
2. 償却資産の課税客体
3. 家屋と償却資産の区分
4. 土地と償却資産の区分

VI 課税客体の事例演習

VII 見積書からの拾い出し

(5,000 m²程度の事務所ビル)

VIII 償却資産の課税の仕組み

1. 課税要件
2. 償却資産の申告

IX 償却資産の評価

1. 評価の基本
2. 評価の三要素
3. 評価額の最低限度

X 実地調査

1. 実地調査について
 - (1) 実地調査計画
 - (2) 調査対象家屋の選定
 - (3) 事前準備及び事前調査
2. 実地調査の実施
 - (1) 帳簿調査の流れ
 - (2) 実地調査の実施
3. 不申告者への対応
 - (1) 申告なしでも課税できますか？
 - (2) 課税ができる条件はありますか？
 - (3) 推計課税についての注意事項

※当日は、電卓を必ずご持参ください。
※講義中は、名札をご用意いただきます。

◆講師紹介◆

税理士 小川正己氏

2005 年 東京都(主税局)退職
同 年 小川正己税理士事務所開設

一般社団法人日本経営協会・中部本部(担当:江尻・里見) 行

FAX(052)952-7418

☐ 日本経営協会会員 ☐ 一般 (該当する方にレ点をつけて下さい)

60010567 「固定資産税（償却資産）の課税と調査実務」 参加申込書

H30/8.2-3

ふりがな 団体名		TEL () —		ご派遣責任者 所属・役職名
		Fax () —		
所在地	〒			氏名
フリガナ 参加者氏名		所属・役職		印
		担当 経験年数		メールアドレス
		年 月		
		年 月		
		年 月		

※御請求書の宛名についてお知らせください【☐ 団体名と同じ・☐ 異なる(宛名)】

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナー運営 ③ セミナーなど本会事業のご案内

お申込時点で趣旨にご同意いただいたものとさせていただきますので、予めご了承下さい。

なお、上記③がご不要な場合は右の☐欄にチェックしてください。 ☐ 不要